



薬用作物の産地化を目指して！

～ 高梁市における 農・福・商・官連携の取組 ～



(定植後のほ場)

★ 取組の経緯

高梁市は、「高梁市まち・ひと・しごと総合戦略」に農・福・商・官連携事業（薬草栽培産地化促進）を掲げ、薬用作物の栽培に取り組んでいます。

取組のきっかけは、高梁市有漢地区に障がい者就労支援事業所を開設した「NPO法人 ワークネットおかやま」が薬用作物の栽培を計画していたことです。

この計画に、農家の高齢化や耕作放棄地の増加等の深刻な問題を抱える高梁市が、薬用作物は高齢者や障がい者でも栽培可能な作物であると考えて賛同し、農・福・商・官が連携した薬用作物の産地化を目指すことにしました。

★ 取組の概要

栽培品種は、今後、薬用作物の中でも特に国産需要が見込まれ、国内での栽培が少ない「ウラルカンゾウ」とし、平成27年5月、有漢地区19aのほ場に苗1万本が植え付けられました。栽培管理は、「ワークネットおかやま」が主体ですが、地区内の高齢者も雇用して作業を行っています。

また、国内における薬用作物の産地化には、実需者（漢方薬メーカー側）との連携が必要なことから、高梁市と「ワークネットおかやま」は、平成27年7月、「三菱樹脂(株)」、「(株)グリーンイノベーション」の4者で薬用作物の栽培事業に関する連携協定を結び、栽培から販売まで一貫した協力体制を強化しました。



(除草作業の様子)

植え付けから約1年、除草作業に悩まされた時期もありましたが、順調な生育が続いており、本年12月に初めての収穫を迎えます。

★ 今後の展開

平成28年度からは、薬用作物の生産組合を設立した有漢地区の農業者5名が、三菱樹脂(株)との連携により、ウラルカンゾウ（1ha）の契約栽培に取り組みます。

高梁市では、平成31年度における薬用作物の栽培面積を約9haに増加させることとしていますが、スケールメリットを最大限活かせるよう近隣市町村とも連携し、将来は、岡山を薬用作物の一大産地とすることを目指しています。

カンゾウ（甘草）

- ・マメ科カンゾウ属の多年草。
- ・生薬：ウラルカンゾウ等の根やストロンを乾燥したもの。日本国内で発売されている漢方薬の約7割に用いられている他、食品の甘味料としても利用される。
- ・効能：諸々の急迫症状を緩和し、鎮痛、鎮痙（ちんけい）、解毒、鎮咳（ちんがい）などに効果。
- ・主要産地：中国東北部から中央アジア及び南ヨーロッパの乾燥地帯。

※ 薬用作物に関する農林水産省の取組より

※漢方薬等の原料となる薬用作物は、国内需要の拡大が見込まれていることから、農林水産省は、産地と漢方薬メーカーとのマッチングの促進、栽培技術確立のための実証ほの設置等に対する支援を通じ、産地化を推進しています。今回紹介した取組の一部にも、国の事業を活用しています。

日本農業遺産の認定及び世界農業遺産への認定申請に係る承認に関する公募について

農林水産省は、我が国において将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業システムを広く発掘するため「日本農業遺産制度」を創設し、日本農業遺産への認定を希望する地域を募集します。併せて、世界農業遺産（※）への認定申請に必要な農林水産省の承認を希望する地域を募集します。



- ★募集対象 日本農業遺産の認定及び世界農業遺産への認定申請に係る承認を希望する地域
- ★公募期間 平成28年4月12日(火曜日)～平成28年9月30日(金曜日)まで
- ★応募方法 応募方法等については、以下ホームページの実施要領、公募要領を御参照ください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_14.html

※ 世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農林水産業システムを国連食糧農業機関（FAO）が認定する仕組みです。



* 問い合わせ先 中国四国農政局農村振興部農村環境課 TEL:086-224-4511（内線2555、2563）

鳥獣による農作物被害の防止等に係る電気さくの安全確保について

昨年7月に発生した、鳥獣被害防止のために設置された電気さくに起因する死傷事案を受け、農林水産省では関係省庁・関係団体と連携しながら、電気さくの設置にあたって遵守すべき安全対策の周知徹底、既設の電気さくについて緊急点検・改善指導の実施等に取り組んできたところです。

今般、経済産業省では、電気工事の知見を有しない者が不適切な電気さくを設置することを防止するため、電気工事士法施行規則の一部が改正されたところです。

特に、今後、農作物の作付けが多くなる時期を迎えることから、鳥獣被害防止及び家畜の放牧のための電気さくの設置者又は管理者におかれては、安全対策を適切に実施していただくようお願いいたします。

- ・鳥獣被害対策用の電気さく施設における安全確保について（農林水産省ホームページ）

http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/anzen_kakuho_20150721.html

- ・「電気工事士法施行規則の一部改正について」（経済産業省ホームページ）

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2016/03/280311-1.html

* 問い合わせ先 中国四国農政局農村振興部農村環境課 TEL:086-224-4511（内線2551、2556）



編集: 中国四国農政局 企画調整室

〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎

TEL (086)224-4511(内線2295) FAX(086)235-8115 <農政局HP> <http://www.maff.go.jp/chushi/index.html>

◇各種メールマガジンを配信中(登録はこちらから) <http://www.maff.go.jp/chushi/mailm/index.html>